

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度 見直しに係る説明会

この制度では、B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変の方で要件を満たす方を対象に、医療費を助成します

令和3年3月10日・12日

山口県健康福祉部健康増進課

本日の説明内容

◆制度見直しの概要

1. 通院治療の一部対象化

- ・肝がんの通院治療のうち、「分子標的薬を用いた化学療法」及び「肝動注化学療法」を医療費助成の対象に追加

肝がんの分子標的薬治療(保険適用)は現在6種類

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・テセントリク点滴静注＋アバスチン点滴静注用 | ・スチバーガ錠 |
| ・ネクサバル錠 | ・サイラムザ点滴静注液 |
| ・レンビマカプセル | ・カボメティクス錠 |

治療に必要な他の薬剤(肝機能の維持、副作用の予防等)も助成対象

2. 対象月数の短縮

- ・医療費の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で「4月以上で助成」を「3月以上で助成」に短縮

◆医療記録票の記載方法

現行制度の要件

- ・ **所得制限あり**（年収約370万円以下が対象）
- ・ 肝がん・重度肝硬変の**入院医療のみ**が対象（通院は対象外）
- ・ 公費による助成の対象となるのは、**入院4月目以降**であって高額療養費制度を適用した後の自己負担額(※1)
- ・ **患者の自己負担が月額1万円となるよう**高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で**助成**。

※1：入院で過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上ある場合に、入院4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

見直し（案）

1. 通院治療の対象化について（新規）

- 「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療（※2）を本事業の対象に追加します。（※3）
- ※2：「肝動注化学療法」を通院治療で行うケースは少ないことから簡略化のため、この説明資料では以下「分子標的薬を用いた化学療法」とのみ記載しますが、「肝動注化学療法」も同様の扱いですので、御留意下さい。
- ※3：通院により「分子標的薬を用いた化学療法」を導入するに当たり、通常、まず入院によりこの療法を行い、副作用の有無の確認等がなされた後、通院による治療が開始されますが、この導入の際の入院治療は、その後の通院治療に必要なものですので、本事業においては、通院治療と一体のものとして取扱います。
- 助成や月数要件のカウントの際に対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

2. 対象月数の短縮について（要件変更）

- 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去12か月以内に3回以上（※4）ある場合に助成します。
- ※4：要件変更前は4回以上。
- 3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。
 - ①入院、②入院、③入院 ・ ①入院、②入院、③通院 ・ ①入院、②通院、③入院
 - ①通院、②通院、③通院 ・ ①通院、②通院、③入院 ・ ①通院、②入院、③通院 など

⇒上記の見直しを行った上で、本事業の**対象医療について、高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に係る3月目以降の患者の自己負担額が1万円となるよう、公費助成**します。

【参考】所得制限について(年収約370万円以下)

(参考) 年齢区分、所得区分及び高額療養費算定基準額の関係

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)		自己負担割合	ひと月の上限額 (世帯ごと) 【多数回該当】	
				外来 (個人ごと)	
70歳未満	工	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	30%	-	57,600円 【多44,400円】
	才	住民税非課税者	30%	-	35,400円 【多24,600円】
70歳以上 75歳未満	一般	年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	20%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ (低所得Ⅱ)	住民税非課税世帯	20%	8,000円	24,600円
	Ⅰ (低所得Ⅰ)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	20%	8,000円	15,000円
75歳以上	一般	年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	10%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ (低所得Ⅱ)	住民税非課税世帯	10%	8,000円	24,600円
	Ⅰ (低所得Ⅰ)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	10%	8,000円	15,000円

所得区分がア・イ・ウ
の方は助成対象外

自己負担割合が
30%の方は
助成対象外

自己負担割合が
30%の方は
助成対象外

要件を満たす対象月数のカウント方法について

○基本的な考え方

1 か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額（高療）を超えた場合、要件を満たした月数としてカウントします。

○具体的なカウント方法

① 1 か月間に患者が受けた治療が入院のみの場合

入院医療に係る費用が高療を超えた場合カウントします。

② 1 か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」による通院のみの場合

保険医療機関の外来診療に係る費用と保険薬局の調剤に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

③ 1 か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院と「分子標的薬を用いた化学療法」による通院の場合

当該入院と通院に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

助成の方法について

○入院医療に係るもの

これまでどおり、原則、窓口での現物給付です。

○通院医療に係るもの

後日、患者が都道府県に対し償還払いの請求を行いますので、これまでどおり、窓口では一部負担金（3割等の金額）を徴収してください。

〔参考〕同じ月に入院（「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院）と通院が生じた場合で当該一部負担金の合計額が高額療養費の限度額を超えている場合の患者への助成額（償還額）の計算方法

- ①入院が高額療養費の限度額を超えている場合⇒入院に係る現物給付の窓口処理後の自己負担額1万円と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。
- ②入院が高額療養費の限度額を超えていない場合⇒入院に係る一部負担金の額と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。

分子標的薬を用いた化学療法では、2～3週間おきの通院が一般的
→休薬・減薬がない限り、ほぼ毎月高額療養費の限度額を超え、
医療費助成の対象となることが想定されます。

医療記録票について

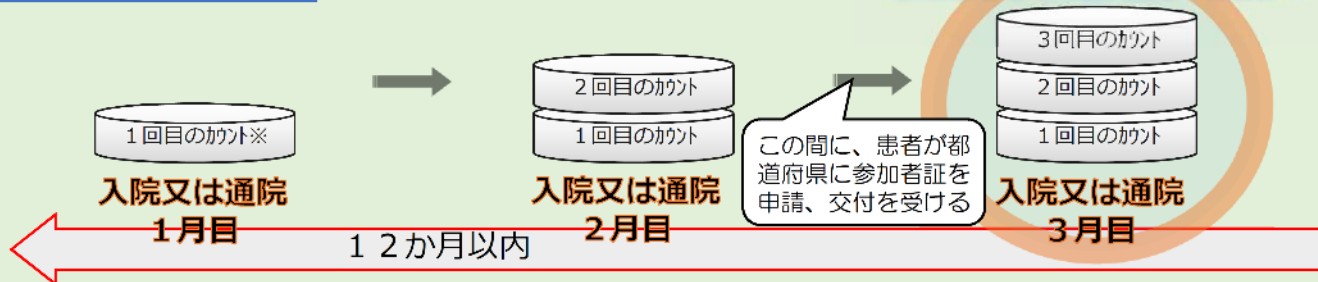
○助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費については、患者負担が21,000円未満※であっても全て記載してください。

※70歳未満の場合、保険法令上、自己負担額が高額療養費の限度額を超えるかどうかを判断する際の金額には、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないとい他の医療機関の自己負担額と合算することが出来ません。例えば、通院について、受診に係る自己負担額が1回目15,000円、2回目10,000円のと看、2回分の合計額が25,000円となるため他の医療機関の自己負担額と合算可能となりますが、2回分の自己負担額の記載が無いと合計額が25,000円であることが判断できなくなるため、対象となる医療費は全て記載してください。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴う変更点

見直し後

医療費の助成が可能！



※1：入院の場合で参加者証の提示がないときは、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

※2：通院の場合は、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

<医療機関において行われること>

- ①都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し、事業を紹介
 - ②医療記録票を患者に交付
 - ③医療記録票に、カウントされた月・助成対象の月の医療費等について記載（退院時、通院時又は月末）
 - ④臨床調査個人票を記載して患者に交付
- ・参加者証の確認（入院及び通院時）
 - ・入院の場合、患者は窓口で1万円を支払う。※1
 - ・通院の場合、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払う。※2

<保険薬局に対応いただくこと>

- 医療記録票の記載（調剤時）
 - ・「分子標的薬を用いた化学療法」に係る薬剤費、窓口支払額等

助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費（注）については、患者負担が21,000円未満であっても全て記載してください。

（注）分子標的薬に係る外来医療の際に処方される医薬品は、医療記録票の特記事項欄（本事業の対象外と医師が判断する医薬品は処方箋等に明記されます。）に○印がない限り、本事業の対象となります。

- 窓口で一部負担金（3割等の金額）を徴収（これまでどおり）

通院の場合は、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行います。

- 都道府県が作成した償還請求手続きに係るリーフレット等を患者に配布
- 医療記録票を患者に交付（患者が所持していない場合）

- 参加者証の確認（入院及び通院時）
- 月数の助成要件（3回）等を満たし、助成の対象となった場合は、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者へ案内。

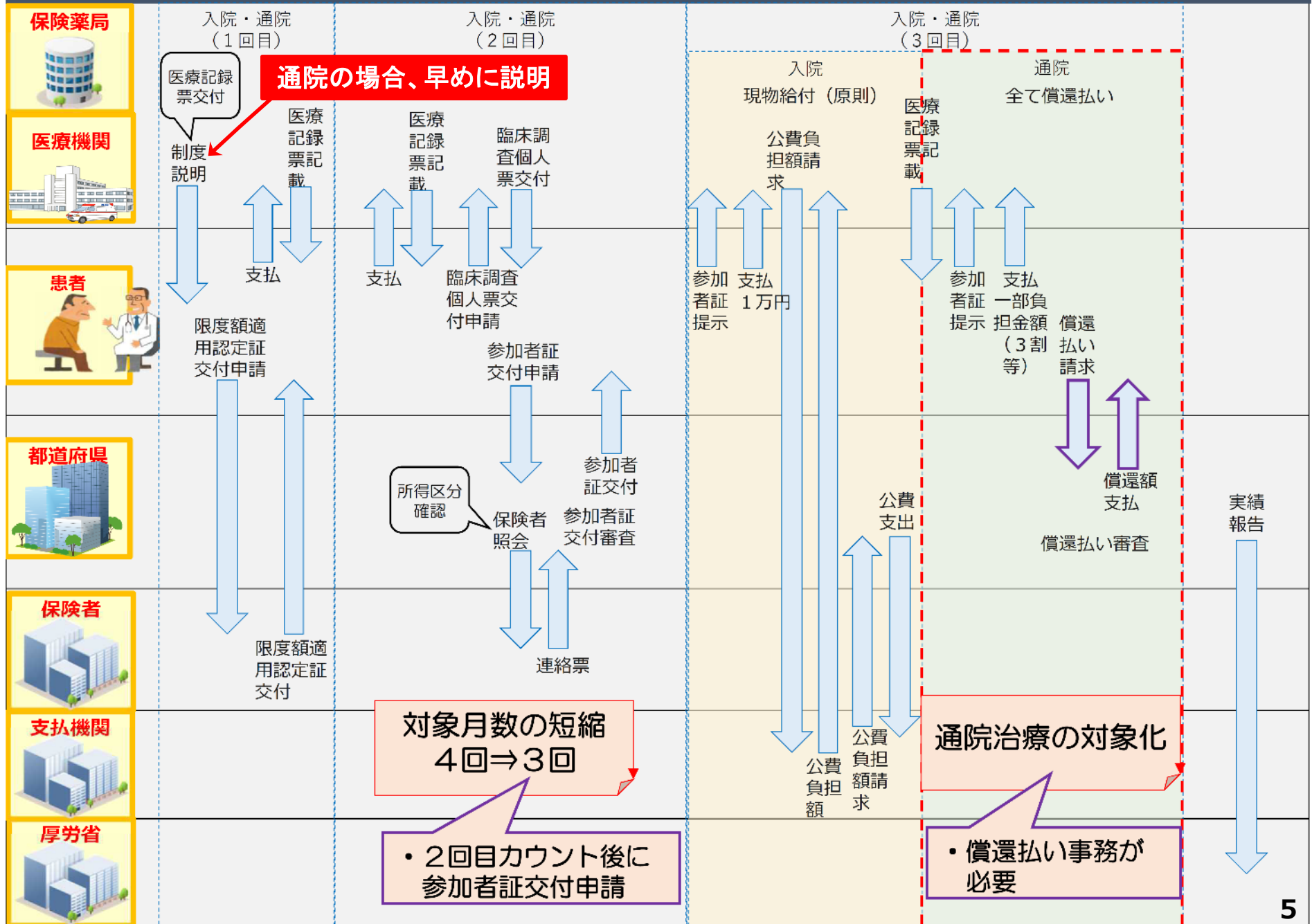
※ 月数のカウント方法

肝がんや重度肝硬変の医療費の自己負担額（1割～3割）が高額療養費の限度額を超えた月数。

- ㊦ カウントできる期間は、その月を含む過去12月以内。その月を含む過去12月以内であれば、**連続していなくても可。**



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の事務フロー



医療記録票（様式例）

別紙様式例6-1

医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

【 様式1】

患者の方へのお願い 肝がん又は重症肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口に忘れずに提示してください。また、都道府県に負担金の請求を行う場合は、この医療記録票の写しを請求書に添付してください。

氏名	性別	生年月日	年	月	日
住所					
保険種別 (変更時)	保険者番号 (変更時)				

基礎情報欄

A欄
(高額療養費算定基準額)

A欄	療養費算定基準額	入院費	多回数該当の場合		外来費							
B欄	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	8月	9月	10月	11月	3月	4月	5月	6月	7月			

月数カウント欄(B欄)

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院【保険薬局窓口】(常連払い)							
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◇	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆		
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額(10割)	② 関係医療の自己負担額(3割等) ※1単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※1単位で記載	※1	② 関係医療の自己負担額(3割等) ※1単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※1単位で記載	④	⑤ 同じ月に入院の③と通院の③の合算額 ※3	⑥ 関係医療の窓口支払額	
						①	②	③	④	②	③	④	⑤	⑥	
				入院				通院							
医療実績記載欄															

- ①**: 関係医療の医療費総額(10割)
- ②**: 関係医療の自己負担額(1~3割)
- ③**: ②の月間累計額
- ④**: ③の額がA欄の基準額を超えたら○印を記載
- ⑤**: 同じ月の入院の③と通院の③の合算額
- ⑥**: 関係医療の窓口支払額

この助成制度に無関係の医療費は記載しません。

※1: ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印 (B欄には「○入」又は「△入」と記載)
 ※2: ③の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○印 (B欄には「△外」又は「▲外」と記載)
 ※3: ③の1月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「○入+△外」、「○入+▲外」、「○入+外」、「△入+△外」、「△入+▲外」、「△入+外」、「入+△外」、「入+▲外」(※1欄、※2欄に○印が無い場合は「△合算」)のいずれかを記載

○: 入院が高度医療施設料外、かつ月数単位で算定して算定の医療費が10割(現物給付の場合)
 △: 高額基準額(入院・外来)の高額基準額を超過した(上記の場合を除く) (多回数該当がある高額基準額を超過した場合)
 ▲: 7割以上の割合が外来に係る高額基準額を超過した(多回数該当が無い高額基準額を超過した場合)

肝がん療養の月数算定のカウント方法: B欄に「○」「△」「▲」が記載されている月数カウント。(1月に複数回記載された場合は1回。)
 関係療養上の多回数該当の判定方法: 過去12か月以内の月の数をカウントし、4回目以降が多回数該当。(1月に△入+△外の場合も1回。)
 現物給付(特定期間内)の医療費の多回数該当の判定方法: 過去12か月以内の月の数をカウントし、4回目以降が多回数該当。(同一の医療機関のカウントが4回目以降である場合はあり、医療機関を1単位でカウントが必要。)

○基礎情報の記載例

以下、記載例は全て、70歳未満で所得区分（限度額適用認定証の適用区分）が「エ」の方で説明します。

※限度額：57,600円（多数回該当の場合：44,400円）

医療記録票の記載例①（基礎情報の記載例）

医療機関が記載

健康保険証等に記載されている患者の情報を記載。

(検討中)

別添様式第6-1（改：発）表前

医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

患者の方へのお問い合わせ：肝がん又は重度肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口忘れずに提示してください。また、都道府県に請求払いの請求を行う場合は、この医療記録票の写しを請求書に添付してください。

氏名	〇〇 〇〇	性別	男	生年月日	〇 〇 年 〇 月 〇 日		
住所	東京都千代田区〇〇-〇〇-〇						
保険種別 (変更時)	国民健康保険組合	保険番号 (変更時)	IJKL-MNOP		被保険者証の番号・ 番号 (変更時)		
				765-43210			
A欄	高額療養費 算定基準額	1入院	57,600	※多数回該当の場合	44,400	外来	57,600

患者の適用区分に応じた上限額（高額療養費算定基準額）を記載。

年齢区分	所得区分（限度額適用認定証等における適用区分）	自己負担割合	ひと月の上限額（世帯ごと） 【多数回該当】	
			外来（個人ごと）	
70歳未満	Ⅰ ～年収約370万円 健保：標準26万円以下 国保：旧ただし書き所帯210万円以下	30%	-	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ 住民税非課税者	30%	-	35,400円 【多24,600円】
70歳以上 75歳未満	Ⅲ（一般所得） 年収約156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満等	20%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	20%	8,000円	24,600円
	Ⅰ（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	20%	8,000円	15,000円
75歳以上	Ⅲ（一般所得） 年収約156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満等	10%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	10%	8,000円	24,600円
	Ⅰ（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	10%	8,000円	15,000円

○月数カウント欄の記載例

医療記録票の記載例② (月数カウント欄〔B欄〕の記載例)

医療機関又は保険薬局が記載

○B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

・以下の例では、R4年4月に係る助成の可否を判断する場合、4月の△印と4月を含めて遡った12か月以内にR3年10月及び12月の△印で3回に達するため助成対象となります。

A欄		① 10月 △入		② 11月 △入		③ 12月 △入		④ 1月 △入		⑤ 2月 △入		⑥ 3月 △入		⑦ 4月 △入		⑧ 5月 △外		⑨ 6月 △入		⑩ 7月 △入		
① 入院	57,600	② 2等健診給付の算定	44,400	③ 外来	57,600																	
医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)																						
入院・通院日	通院日	通院日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の輪○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の支払費総額 (10割等)	② 関係医療の自己負担額 (3割等) ※内単円で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※内単円で記載	④ ※1	⑤ 関係医療の自己負担額 (3割等) ※内単円で記載	⑥ 月間累計 (⑤の月間累計) ※内単円で記載	⑦ ※2	⑧ 月々月に入院期間の③と通院期間の⑥の合計額を記載 ※3	⑨	⑩ 関係医療の自己負担額							
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇													57,600

(1)入院単独で基準額を超えた場合の例 (③の場合を除く)

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「△入」等※と記載してください。

(2)通院単独で基準額を超えた場合の例 (③の場合を除く)

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「△外」等※と記載してください。

(3)同じ月の分子標的薬に係る入院と通院の合計が基準額を超える場合の例

入院と通院それぞれの③欄の1月間の累計額の合計額 (⑤欄) がA欄の基準額を超える場合、B欄に「△入+△外」等※と記載してください。

※ 現物給付に該当する場合や外来に係る高額療養費算定基準額を超えた場合など、状況により記載する印 (○、△、▲) が異なりますので、次ページの『医療記録票「B欄」への記載方法』を御確認ください。

医療記録票「B欄」への記載方法

肝がん事業の月数要件のカウント方法：B欄に「○」「△」「▲」が記載されている個数をカウント。
 (1月に複数ある場合でもカウントは1回。)

保険診療上の多数回該当の判定方法：過去12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。
 (1月に△入+△外のように△が2個ある場合でもカウントは1回。)

現物給付(特定疾病給付対象療養)の多数回該当の判定方法：過去12か月以内の○の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。
 (同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必要。)

○：入院が高療基準額を超え、現物給付した場合
 ▲：70歳以上の方の外来の医療費のみで高療基準額を超えた場合
 △：○及び▲以外の場合

70歳未満	医療費が高療基準額(高額療養費決定基準額)を超えるか超えないか		高療基準額を超えたときの「B欄」への記載方法	
	入院のみ	外来のみ	現物給付に該当しない場合 高療基準額を超えた場合：△	現物給付に該当する場合 入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合：○
入院のみの場合	超える	—	△入	○入
外来のみの場合	—	超える	△外	—
入院(分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの)と外来の場合	超える	超えない	△入+外	○入+外 ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で高療基準額を超える場合は「○入+△外」と記載
	超えない	超える	入+△外	—
	超える	超える	△入+△外	○入+△外
	両方単独では高療基準額を超えないが、合算で高療基準額を超える		△合算	—

70歳以上	医療費が高療基準額を超えるか超えないか		高療基準額を超えたときの「B欄」への記載方法	
	入院のみ	外来のみ	現物給付に該当しない場合 入院・外来高療基準額を超えた場合：△ 外来に係る高療基準額を超えた場合：▲	現物給付に該当する場合 入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合：○
入院のみの場合	超える	—	△入	○入
外来のみの場合	—	超える	▲外	—
入院(分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの)と外来の場合	超える	超えない	△入+外	○入+外 ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で入院・外来高療基準額を超える場合は「○入+△外」と記載
	超えない	超える	入+▲外 ただし、入院と外来に係る高療基準額の合算で入院・外来高療基準額を超える場合は「入+△外」と記載	—
	超える	超える	△入+△外	○入+▲外 ただし、現物給付後の1万円と外来に係る高療基準額の合算で入院・外来高療基準額を超える場合は「○入+△外」と記載
	両方単独では高療基準額を超えないが、合算で高療基準額を超える		△合算	—

○入院の記載例

月数要件のカウントのみ（1回目又は2回目）の時

〔助成が無い時〕の記載例

（次ページはカウント1回目の記載例）

この制度では、医療費の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で3月以上の場合に医療費を助成しますので、最初の1回目（1月目）及び2回目（2月目）の治療は助成対象外です。

医療記録票の記載例③（入院の記載例）

カウント1回目

医療機関が記載

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年												R4年											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
			△入																					
	R4年												R5年											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【償還払い】				◇◆
							②	③	④	※1	②	③	④	※2	
入院・通院日	退院日	計測日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に依る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割迄）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割迄）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院費の⑥と通院費の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥ 関係医療の窓口支払額	
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600	

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、10月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。

- カウントの対象となった場合、医療機関において2か所に○印等を記載してください。
- ・B欄については、入院がA欄①入院の基準額を超えておりカウントの対象ですが、カウント1回目のため助成の対象とはならないので「△入」と記載してください。（なお、カウント3回目以降で現物給付となった場合は「〇入」と記載します。）

患者が保険者から限度額適用認定証の交付を受けている場合、患者が支払う額は当該限度額となります。

○入院+通院の記載例〔1〕

R4年4月に入院1回と通院1回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き4枚に分かれています。)

P. 17に詳述

B欄	R3年								R4年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	△入								△入			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)

入院・通院日	退院日	別割日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に際する治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額(10割分)	入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				
							② 関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院療の⑥と通院療の③の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 関係医療の自己負担額	
R3/10/1			〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R3/12/2		2/30	〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000							30,000
R4/4/8			〇〇病院	○		72,000				21,600	21,600		51,600		21,600
		R4/4/8	〇〇薬局			112,000				33,600	55,200		85,200		33,600

P. 15に詳述

P. 16に詳述

P. 17に詳述

医療記録票の記載例④-1（入院+通院の記載例〔1〕）

入院1回目

医療機関が記載

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

患者が窓口で支払った額を記載します。

B欄	R3年						R4年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	△入			△入								
	R4年						R5年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】			◇◆	◇◆
							◇	◇	◇	◇◆	◇◆	◇◆		
入院・ 退院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の 場合○印	特記事項が ある 場合○印	① 関係医療の 医療費総額 （10割分）	② 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	③ 月間累計 （②の月間累計） ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	⑥ 月間累計 （⑤の月間累計） ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院療の⑥と 通院療の⑦の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	⑨ 関係医療の 窓口支払額
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の入院医療費30,000円がA欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

通院1回目〔外来診療〕

医療機関が記載

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄		①入院		②多数回該当の場合		③外来				
高額療養費 算定基準額		57,600		44,400		57,600				
B欄	R3年					R4年				
	8月	9月	10月 △△	11月	12月 △△	1月	2月	3月	4月	5月
B欄	R4年					R5年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)																			
入院【現物給付(原則)】										通院(保険薬局含む)【補償払い】									
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◇	◇	◇	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆
入院・ 退院日	退院日	調剤日	医療機関名、 保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の 場合○印	特記事項が ある 場合○印	① 医療機関の 医療費総額 (10割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 医療機関の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	⑥ 月間累計 (⑤の月間累計) ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ ※3	⑨ 同じ月に入院療の②と 通院療の⑥の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	⑩ ⑩ 医療費の 自己負担額				
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○										57,600
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○										57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000											30,000
R4/4/8			〇〇病院	○		72,000				21,600	21,600			51,600					21,600

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の通院医療費21,600円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

また、同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、

⑤欄に当該医療費30,000円と通院医療費21,600円の合計額51,600円を記載してください。

4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額が51,600円であり、A欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

通院1回目〔保険薬局〕

保険薬局が記載

カウント3回目

A欄	高齢医療費 負担率	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	--------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年					R4年				
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合算	5月
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)

入院・通院日	退院日	表前日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額 (10割分)	入院【現物給付(原則)】			通院【保険薬局含む】(償還払い)			⑤ 同じ月に入院欄の④の通院費の④の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 医療の支払額
							② 関係医療の自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※2		
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000
R4/4/8			○○病院	○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	55,200	85,200	33,600	

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある医療費の記載がありますので、⑤欄に入院医療費30,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額85,200円を記載してください。

上記の例の場合、4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額85,200円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。入院と通院それぞれ単独ではA欄の基準額を超えず、合算額が基準額を超えるので、B欄に「△合算」と記載してください。

4月分がカウントの対象となり、B欄に4月分を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられるので、患者へ案内してください。

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

(補足)

医療機関確認事項

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

【記載例の場合、4月の分子標的薬に係る医療費（薬局含む）の合計（30,000+21,600+33,600=85,200）がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

カウント3回目

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

A欄		①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	57,600							
B欄	R3年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	R4年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は)		①		②		③		④		⑤		⑥	
入院・通院日	通院日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
R3/10/5	R3/10/25												
R3/12/2	R3/12/30												
R4/4/3	R4/4/7	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
R4/4/8	R4/4/8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	R4/4/8	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

確認①
分子標的薬に係る治療か

確認③
R4年4月分を含め、過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるか

確認②
同じR4年4月分の関係医療の自己負担額の合計がA欄の基準額を超えるか (超える場合、B欄に△等の印を記載。)

○入院+通院の記載例〔2〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

R4年8月の分子標的薬の導入に係る入院1回が高額療養費算定基準額を超えたことで助成対象となり、その後の分子標的薬に係る通院1回〔外来診療費と薬剤費〕も助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き4枚に分かれています。)

P. 22に詳述

B種	8月		9月		R3年 10月 △入		11月		12月		R4年 1月		2月		3月		R5年 4月		5月 △外		6月		7月 ○入			
	○入+△外																									
医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄 ◆は保険薬局記載欄)																										
入院・通院日	退院日	調剤日	薬剤名、保険薬名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 総額医療の 医療費総額 (10割引)	② 関係医療の 自己負担額 (3割引) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 関係医療の 自己負担額 (3割引) ※円単位で記載	⑥ 月間累計 (⑤の月間累計) ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院時の⑧と 通院時の⑧の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑨ 関係医療の 窓口支払額												
R3/10/5	R3/10/25		〇〇剤			210,000	63,000	63,000	○																57,600	
R3/12/2	R3/12/30		〇〇剤			210,000	63,000	63,000	○																	57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇剤	○		100,000	30,000	30,000																		30,000
R4/4/8		R4/4/8	〇〇剤	○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600												21,600
			〇〇剤			112,000				33,600	55,200		85,200	33,600												33,600
			〇〇剤	○		36,000				10,800	10,800			10,800												10,800
			〇〇剤	○		112,000				33,600	44,400			33,600												33,600
			〇〇剤							10,800	55,200			10,800												10,800
			〇〇剤							33,600	88,800	○		33,600												24,000
R4/7/6		7/29					63,000	63,000	○																	10,000
R4/8/7	R4/8/20		〇〇剤	○		210,000	63,000	63,000	○																	10,000
R4/8/22			〇〇剤	○		72,000				21,600	21,600		84,600	21,600												21,600
		R4/8/22	〇〇剤			112,000				33,600	55,200		118,200	33,600												33,600

P. 21に詳述

P. 20に詳述

P. 20に詳述

P. 21に詳述

P. 22に詳述

医療記録票の記載例④-2 (入院+通院の記載例〔2〕)

入院1回目

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

医療機関が記載

A欄	高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600						
B欄		8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合外	5月 △外	6月	7月 ○入
		8月 ○入	9月	R4年		2月	1月	2月	3月	4月	5月		

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院【保険薬局含む】【償還払い】				医療の支払額		
入院・通院日	退院日	診療日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に際する薬の調剤○印	特記事項がある場合○印	①関係医療の医療費総額(10割分)	②関係医療の自己負担額(3割率) ※円単位で記載	③月間累計(2)の月間累計(3割率) ※円単位で記載	※1	④関係医療の自己負担額(2割率) ※円単位で記載	⑤月間累計(2)の月間累計(2割率) ※円単位で記載		※2	同じ月に入院療の通院療の④の記載がある場合は、その合計を記載 ※3
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					7,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					7,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000
R4/4/8		R4/4/8	○○病院 山口薬局	○		72,000 112,000				21,600 33,600	21,600 55,200		51,600 85,200	21,600 33,600
R4/5/2		R4/5/3	○○病院 山口薬局	○		36,000 112,000				10,800 33,600	10,800 44,400			10,800 33,600
R4/5/25		R4/5/25	○○病院 山口薬局	○	○	36,000 112,000				10,800 33,600	55,200 88,800	○		10,800 24,000
R4/7/5	R4/7/29		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					10,000
R4/8/7	R4/8/20		○○病院	○		210,000	63,000	63,000	○					10,000

患者が窓口で支払った額を記載します。

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において○印を記載してください。
 ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、8月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、この時点で、カウントの対象となり、カウントの回数も3回目以上であるため、助成対象となります。

カウントの対象となった場合、医療機関において、2か所に○印等を記載してください。
 ・B欄については、入院で現物給付された場合は「○入」と記載してください。

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合で、入院単独で助成対象となった場合は、原則、現物給付となるため、患者の窓口負担額は10,000円となります。

医療記録票の記載例④-2（入院+通院の記載例〔2〕）

通院1回目〔外来診療〕

（入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例）

医療機関が記載

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600							
B欄	H3年		8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △台費	5月 △外	6月	7月 ○入
	H4年		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、●は保険薬局記載欄）														
入院・通院日	退院日	調剤日	保険薬局名	分子標的薬に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療費の 割当率 (10割等)	② 関係医療費の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 関係医療費の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	⑥ 月間累計 (⑤の月間累計) ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ 可及月に入院期間の 通院費の⑥の記載 がある場合は、その合 計額を記載 ※3	⑨ 自己負担額
R3/10/5	R3/10/25		○〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R3/12/2	R3/12/30		○〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	R4/4/7		○〇病院	○		100,000	30,000	30,000						80,000
R4/4/8		R4/4/8	○〇病院	○		72,000				21,600	21,600	51,600		21,600
			○〇薬局			112,000				33,600	55,200	85,200		33,600
R4/5/3			○〇病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	○〇薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
R4/5/25			○〇病院	○	○	36,000				10,800	55,200			10,800
		R4/5/25	○〇薬局			112,000				33,600	88,800	○		24,000
R4/7/5	R4/7/20		○〇病院			210,000	63,000	63,000	○					100,000
R4/8/7	R4/8/20		○〇病院	○		210,000	63,000	63,000	○					10,000
R4/8/22			○〇病院	○		72,000				21,600	21,600	84,600		21,600

患者が窓口で支払った額を記載します。

カウント6回目

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。
 ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円と通院医療費21,600円の合計額84,600円を記載してください。

また、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となるため、B欄に「○入+外」と記載してください。（既に「○入」と記載されている場合は、「+外」を追加してください。）
 なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額（3割等：上記の例では21,600円）を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。
 処方箋が発行される場合は、保険薬局での薬剤費を含め、償還払いの請求が出来る旨を患者に案内してください。

医療記録票の記載例④-2 (入院+通院の記載例〔2〕)

通院1回目〔保険薬局〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

保険薬局が記載

A欄	高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600					
B欄	8月	9月	R3年 10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	R4年 4月 △入△外	5月 △外	6月	7月 ○入
	8月 ○入+△外	9月	R4年 10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5年 4月	5月		

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院【保険薬局含む】(通院払)				医療費 負担額		
入院・滞院日	滞院日	滞院日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 償還対象の医療費対額(1割等)	② 関係医の自己負担額(3割等) ※月単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※月単位で記載	④ ※1	⑤ 償還対象の自己負担額(3割等) ※月単位で記載	⑥ 月間累計(⑤の月間累計) ※月単位で記載		⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院療費の通院療費の⑧の記載の場合は、その合計を記載※3
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					77,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					77,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000						80,000
R4/4/8		R4/4/8	○○病院 □□薬局	○		72,000 112,000				21,600 33,600	21,600 55,200		51,600 85,200	21,600 33,600
R4/5/3		R4/5/3	○○病院 □□薬局	○		36,000 112,000				10,800 33,600	10,800 74,400			10,800 33,600
R4/5/25		R4/5/25	○○病院 □□薬局	○	○	36,000 112,000				10,800 33,600	55,200 88,800			10,800 24,000
R4/7/5	R4/7/29		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					10,000
R4/8/7	R4/8/20		○○病院	○		210,000	63,000	63,000	○					10,000
R4/8/22		R4/8/22	○○病院 □□薬局	○		72,000 112,000				21,600 33,600	21,600 55,200		84,600 118,200	21,600 33,600

患者が窓口で支払った額を記載します。

カウント6回目

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費と通院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額118,200円を記載してください。

上記の例の場合、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となります。また、入院に係る現物給付後の自己負担額1万円と通院に係る医療費55,200円の合計額が高額療養費算定基準額を超えるため、B欄の「○入+外」の「外」の前に「△」を追加し「○入+△外」と記載してください。

なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額(3割等：上記の例では33,600円)を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。

(補足)

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

【記載例の場合、8月の分子標的薬に係る医療費(薬局含む)の合計(63,000+21,600+33,600=118,200)がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

A欄		①入院		②多数回該当の場合		③外来							
		57,600		44,400		57,600							
B欄	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
	△		△		△				△	△		○	
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		○入+△外											

入院・通院日	退院日	診療科	診療内容	関係医療機関の名称	入院【別格給付(原則)】			通院(保険適用含む)【自己負担】			⑤ 同月に入院の⑥と通院の⑥の印がある場合は、その合計額を記載 ※	⑥ 関係医療機関の自己負担額	
					② 関係医療機関の自己負担額(5割等)	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	※1	② 関係医療機関の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	※2			
R3/10/5	R3/10/25		○	〇〇病院									57,600
R3/12/2	R3/12/30		○	〇〇病院									57,600
R4/4/3	R4/4/7		○	〇〇病院									30,000
R4/4/6			○	〇〇薬局	72,000			21,600				51,600	21,600
		R4			112,000								33,600
R4/5/3					30,000								10,800
R4/5/25					112,000								33,600
		R4			30,000								10,800
		R4			112,000								24,000
R4/7/5	R4/7/29		○	〇〇病院	210,000								10,000
R4/8/7	R4/8/20		○	〇〇病院	210,000	63,000	63,000	○					10,000
R4/8/22			○	〇〇薬局	72,000				21,600	21,600		84,600	21,600
		R4/8/22		〇〇薬局	112,000				33,600	65,200		118,200	33,600

カウント6回目

確認③
R4年8月分を含め、過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるか

確認①
分子標的薬に係る治療か

確認②
同じR4年8月分の関係医療の自己負担額の合計がA欄の基準額を超えるか(超える場合、B欄に○等の印を記載。)

○通院の記載例

R4年5月に通院2回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

（記載例は本紙を除き6枚に分かれています。） P. 29に詳述

R4	8月	9月	R3年 10月 △△	11月	12月 △△	1月	2月	3月	R4年 4月 △△	5月 △△	6月	7月
	R4年 R5年											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）				入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【償還払い】						
◇	◇	◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	
入院・通院日	退院日	請求日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の指示○印	特記事項がある場合○印	① 当該医療費の 要領書記載額 （10割分）	② 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	③ 月間累計 （②の月間累計） ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	⑥ 月間累計 （⑤の月間累計） ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院療の④と 通院療の⑤の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	⑨ 関係医療の 自己負担額
			〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600
						210,000	63,000	63,000	〇					57,600
R4/4/3		4/7		○		100,000	30,000	30,000						30,000
R4/4/3				○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600
		R4/4/8	薬局			112,000				33,600	55,200		65,200	33,600
R4/5/3			〇〇薬局	○		36,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	〇〇薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
R4/5/25			〇〇病院	○	○	36,000				10,800	55,200			10,800
		R4/5/25	〇〇薬局			112,000				33,600	88,800	○		24,000

P. 25に詳述

P. 26に詳述

P. 27、28に詳述

P. 29に詳述

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

通院1回目〔外来診療〕

医療機関が記載

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄		高額療養費 算定基準額	①入院費	57,600	②多額回該当の場合	44,400	③外来	57,600			
B欄	R3年					R4年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	△入					△合算					
	R4年					R5年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）															
◇	◇	◆	◇◆				入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【前払払い】				◆◆
			医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に 係る薬の 処方○印	特記事項が ある 場合○印	① 薬価表の 自己負担額 （10割分）	② 薬価表の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	③ 月間累計 （②の月間累計） ※円単位で記載	④ ※1	⑤ 薬価表の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	⑥ 月間累計 （⑤の月間累計） ※円単位で記載	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院の③と 通院の⑥の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	⑨ ◆◆ 薬価表の 自己負担額	
R3:10/5	R3:10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R3:12/2	R3:12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R4:4/3	R4:4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000							50,000
R4:4/8			〇〇病院	○		72,000				21,600	21,600		51,600		21,600
		R4:4/8	〇〇薬局			112,000				33,600	55,200		85,200		33,600
R4:5/3			〇〇病院	○		36,000				10,800	10,800				10,800

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

通院1回目〔保険薬局〕

保険薬局が記載

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院費	57,600	②多額回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	------	--------	-----------	--------	-----	--------

日欄	R3年		R4年		R5年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	△入		△入		△合計		R5年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

医療機関記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）				入院【薬物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【費還払い】			⑤		⑥		
◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
入院・ 退院日	退院日	退院日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の 場合○印	特記事項が ある 場合○印	① 医療費の 自己負担額 （10割分）	② 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	③ 月間累計 （②の月間累計） ※円単位で記載	※1	④ 関係医療の 自己負担額 （3割等） ※円単位で記載	⑤ 月間累計 （④の月間累計） ※円単位で記載	※2	⑥ 同じ月に入院欄の⑥ の記載がある 場合は、その合計額 を記載 ※3	⑦ 医療費の 支払総額
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000						60,000
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600
		R4/4/8	〇〇薬局			112,000				33,600	55,200		85,200	33,600
R4/5/3			〇〇病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	〇〇薬局			112,000				33,600	44,400			33,600

患者が窓口で支払った額を記載します。

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円と調剤関係費用33,600円がそれぞれA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

〔参考〕
原則として、70歳未満の場合、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないと他の医療機関の自己負担額と合算することができません。
このため、A欄の基準額を超えるかどうかを判断する際には注意が必要です。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

通院2回目〔外来診療〕

医療機関が記載

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄		①入院		②多額回該当の場合		③外来					
医療機関番号 指定院番号		57,600		44,400		57,600					
B欄	R3年			R4年			R4年				
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合計	5月	6月
R4年			R5年			R5年					
8月			10月			11月			12月		
9月			1月			2月			3月		
4月			5月			6月					

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）														
入院・通院日	退院日	指定期日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】			⑥ 医療費の支払額	
							② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2		⑤ 同じ月に入院療の③と通院療の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000
R4/4/8			○○病院	○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	55,200		85,200	33,600
H4/5/3			○○病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	□□薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
H4/5/25			○○病院	○		36,000				10,800	55,200			10,800

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には「特記事項がある場合○印」の欄内に○印を付けてください。

- ・このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにしていただき「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円×2（21,600円）と調剤関係費用33,600円の合計55,200円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

通院2回目〔外来診療〕

医療機関が記載

保険薬局が確認

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）				入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】							
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◇	◇	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	
入院・通院日	退院日	処方日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合の印	特記事項がある場合の印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	⑤ 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	⑥ 月間累計（⑤の月間累計）※円単位で記載	④2 ※2	⑦ 同じ月に入院欄の⑧と通院欄の⑥の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑧ 関係医療の自己負担額
R4/5/3			〇〇病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	□□薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
R4/5/25			〇〇病院	○	○	36,000				10,800	55,200			10,800
		R4/5/25	□□薬局			112,000				33,600	88,800	○		24,000

処方箋
（この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号 保険者番号

公費負担医療の受給者番号 被保険者証・被保険者手帳の記号・番号

氏名 保険医療機関の所在地及び名称 電話番号 保険医氏名

生年月日 年 月 日 男・女

区分 被保険者 被扶養者 都道府県番号 点数表番号 診療科目コード

交付年月日 令和 年 記載イメージ

処方 処方不可
「開々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更し又は変更があると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「ク」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記号・押印すること。

処方 処方 処方
レニピマカプセル（〇〇mg） 2錠
1日1回 〇食後 14日分

処方 処方
リウマチックスカプセル（〇〇mg） 2錠
1日1回 〇食後 〇日分

備考 保険医署名
「変更不可」欄に「レ」又は「ク」を記載し、場合は、署名又は記号・押印すること。

備考 マーカー部分が対象外

備考 対象外の医薬品

調剤年月日 令和 年 月 日 公費負担者番号

調剤薬局の所在地 公費負担医療の受給者番号

調剤薬局の名称

備考 1. 「処方」欄には、処方、分装、用紙及び特長を記載すること。
2. この用紙は、入院を必要としないこと。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する資料の請求に関する場合（昭和61年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療に「レ」又は「ク」を記載し、かつ「保険医署名」欄に署名又は記号・押印すること。

- 肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には医療機関内において医療記録票の「特記事項がある場合〇印」の欄内に〇印を付けてください。
- このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにし、「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載するようにしてください。

- 処理例1：対象外の医薬品にマーカー表示やアンダーライン等を付し、「マーカー表示やアンダーライン等を付したものは対象外」と記載する。
- 処理例2：対象の医薬品にマーカー表示やアンダーライン等を付し、「マーカー表示やアンダーライン等を付したものを除く対象外」と記載する。
- 処理例3：対象医薬品の近傍に、「対象」のコメントを記載する。
- 処理例4：対象外医薬品の近傍に、「対象外」のコメントを記載する。

※対象外の医薬品の薬剤費は、医療記録票に記載しません。
ただし、調剤技術料や薬学管理料等は全額、助成対象として記載します。

- 保険薬局では、処方箋に肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品が含まれている旨のコメントが記載されている場合は、当該医薬品に係る薬剤費を除いた金額を医療記録票に記載します。
※例えば、抗リウマチ薬が対象外の医薬品として記載されている場合は、抗リウマチ薬の薬剤費を除いた額を記載します。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

通院2回目〔保険薬局〕

保険薬局が記載

カウント4回目

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②複数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年			R4年			R5年			
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合算	5月 △外
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）							入院【現病給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】				
入院・通院日	退院日	病期日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に該当する治療の 場合○印	特記事項がある 場合○印	① 関係医委の 表費算定額 （10割分）	② 関係医線の 自己負担額 （3割分） ※円単位で記載	③ 月間累計 （②の月間累計） ※円単位で記載	※1	④ 関係医線の 自己負担額 （3割分） ※円単位で記載	⑤ 月間累計 （④の月間累計） ※円単位で記載	※2	⑥ 同じ月に入院の④と 通院の⑤の記載がある 場合は、他の合計額 を記載	⑦ 療費の 支払額
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000							63,000
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000							63,000
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000		21,600	21,600		51,600	30,000
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		72,000				33,600	55,200		85,200	21,600
		R4/4/8	□□薬局			112,000								33,600
R4/5/3		R4/5/3	〇〇病院	○		38,000				10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	□□薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
R4/5/25		R4/5/25	〇〇病院	○	○	26,000				10,800	55,200			10,800
		R4/5/25	□□薬局			112,000				33,600	88,800		○	24,000

□□薬局で高額療養費算定基準額57,600円を超えるため、基準額57,600円-33,600円=24,000円となります。

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円×2（21,600円）と調剤関係費用33,600円×2の合計88,800円がA欄②通院の基準額57,600円以上であり、カウントの対象となります。

- カウントの対象となった場合、保険薬局において、2か所に○印等を記載してください。
- ・B欄については、通院であることが分かるように「△外」と記載してください。

5月分がカウントの対象となり、B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

〔補足〕

医療機関確認事項

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還払いの請求手続が必要ですので、患者へ案内してください。

【記載例の場合、5月の分子標的薬に係る医療費（薬局含む）の合計（10,800+33,600+10,800+33,600=88,800）がA欄②外来の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

A欄	高額療養費 自己負担額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

日欄	R3年							R4年				
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合計	5月 △外	6月	7月
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）						通院（保険薬局含む）【償還払い】						
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、 保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の 場合の印	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						210,000						57,600
						210,000						57,800
R4/4/5				○		100,000						30,000
R4/4/8		R4/4/8	UU薬局	○		72,000						21,600
						112,000						33,800
R4/5/3			OO病院	○		96,000			10,800	10,800		10,800
		R4/5/3	□□薬局			112,000			33,600	44,400		33,600
R4/5/25			OO病院	○	○	96,000			10,800	55,200		10,800
		R4/5/25	UU薬局			112,000			33,600	88,800	○	24,000

カウント4回目

確認③
5月分を含め、過去12か月以内に
○、△、▲いずれかの印のある月が
計3回以上あるか

確認①
分子標的薬に係る治療か

確認②
同じ5月分の関係医療の自己負担額の合計がA欄の基
準額を超えるか（超える場合、B欄に△印を記載。）

○入院の記載例

月数要件を満たしている場合の記載例

（カウント 3 回目以降の時〔現物給付される場合〕）

医療記録票の記載例⑥（入院の記載例）

医療機関が記載

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

A欄	高額療養費 自己負担額	①入院	57,600	②多額回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年			R4年			R5年			R6年		
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合算	5月 △外	6月	7月 ○入
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

医療実績記載欄（○は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

入院・通院日	退院日	退院日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に依る治療の適合○印	特記事項がある場合○印	① 被保険者の医療費総額（10割分）	入院【現物給付（原則）】				④ ※1	⑤ ※2	⑥ ※3	⑦ ※4	
							② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	⑧ ※5	⑨ ※6					
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000							30,000
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		72,000					21,800	21,800		51,600	21,800
			□□薬局			112,000					33,800	55,200		35,200	33,800
R4/5/3			〇〇病院	○		36,000					10,800	10,800			10,800
		R4/5/3	□□薬局			112,000					33,600	44,400			33,600
R4/5/25			〇〇病院	○	○	36,000					10,800	55,200			10,800
		R4/5/25	□□薬局			112,000					33,800	88,800	○		24,000
R4/7/5	R4/7/29		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						10,000

カウント5回目

患者が窓口で支払った額を記載します。

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、7月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。

- カウントの対象となった場合、医療機関において、2か所に○印を記載してください。
- ・B欄については、入院で現物給付されたことが分かるように「○入」と記載してください。何らかの事情で現物給付出来なかった場合は、「△入」と記載してください。

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合で、入院単独で助成対象となった場合は、原則、現物給付となるため、患者の窓口負担額は10,000円となります。

肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の 核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

医療機関・保険薬局で確認

核酸アナログ製剤治療について

- 核酸アナログ製剤は不用意に中止すると急速にウイルスが増殖し、大きな肝炎を起こす場合があるため、原則として止めずに服用を続ける必要があります。
- 核酸アナログ製剤を服用している患者は、肝がん・重度肝硬変の治療を行う場合も原則として服用の継続が必要であるため、核酸アナログ療法に係る医療費は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象医療に含めることができることとしています。

肝炎治療特別促進事業との関係（考え方）について

- 肝炎治療特別促進事業では、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超えた部分について医療機関等の窓口で現物給付の処理により公費助成されるため、患者の自己負担額は月1万円となり、患者の窓口負担が軽減されます。
- 患者が肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている場合は、核酸アナログ療法に係る医療費については、肝炎治療特別促進事業の助成がなされるため、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超え、肝炎治療特別促進事業による助成がなされる部分については、公費による二重の助成とならないよう、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となりません。

医療機関及び保険薬局の窓口での対応（具体的な事務処理手順）

1. 医療費の記載方法について

- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ療法を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者に、窓口で下記の書類の提示を求めてください。
 - ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」
 - ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」
- この場合、医療機関及び保険薬局の窓口では、先に核酸アナログ療法に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業で当該事業の対象とされている医療費に係る自己負担額。）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載します。

2. 医療記録票のB欄（月数カウント欄）の記載について

- 分子標的薬を用いた化学療法を導入するタイミング（月初めか、月末か等）によっては、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えることもありますが、一般には分子標的薬を用いた化学療法に係る医療費のみで高額療養費算定基準額を超えることから「医療記録票」のB欄（月額カウント欄）に記載する内容については、医療機関や保険薬局の窓口事務の簡素化のため、「医療記録票」に記載された医療費のみで判断してください。
- なお、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えるものがあつたかどうかは、参加者証の交付申請等の処理時に都道府県において確認することとします。

肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の 核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

医療機関・保険薬局で確認

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費の範囲

肝炎治療特別促進事業の
受給者証の
交付を受けていない患者

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変
治療研究促進事業

○医療記録票に記載する範囲
核酸アナログ療法に係る医療費も「医療記録票」に記載。

肝炎治療特別促進事業の受給者証の
交付を受けている患者

核酸アナログ療法に係る医療費の
自己負担額が1万円以下の場合

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変
治療研究促進事業

○医療記録票に記載する範囲
核酸アナログ療法に係る医療費は「肝炎治療自己負担限度月額管理票」※に記載し、残る医療費は「医療記録票」に記載。
※肝がん事業の償還請求の際の患者が添付する資料に「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写しを追加し、都道府県での償還請求額の計算の際に対象額を確認。

核酸アナログ療法に係る医療費の
自己負担額が1万円を超える場合

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

1万円を超える部分
は、肝炎治療特別促進
事業で公費助成。

肝炎治療特別促進事業における自己負担額
1万円と計算

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変
治療研究促進事業

制度見直しのリーフレット(山口県版)

令和3年4月から、B型・C型肝炎ウイルスが原因の 肝がん・重度肝硬変の 医療費助成制度が変わります

- ◆肝がん・重度肝硬変の自己負担額について、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4月以上必要でしたが、3月以上に緩和します。
- ◆肝がんの分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法については、入院治療だけでなく通院治療も助成対象とします。

この医療費助成の対象となる方 住民票の住所が山口県内で、公的医療保険に加入されている方のうち、以下①～④の要件を全て満たす方

- ①B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん又は重度肝硬変と診断された方
- ②世帯年収が概ね370万円以下の方
- ③肝がん・重度肝硬変の治療研究に協力していただける方
- ④以下の保険適用の対象治療について、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で3月以上ある方
 - ◎肝がん又は重度肝硬変の入院治療
 - ◎肝がんの分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法による通院治療
 (注)通院治療における「過去1年間で3月以上」のカウントは、令和3年4月以降の通院治療が対象です。



申請・助成制度利用の流れ

- ①この助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で3月以上の見込みになりましたら、指定医療機関で臨床調査個人票(診断書)と医療記録票を記載してもらい、同意書(臨床調査個人票の下部)に氏名を記載します。
- ②申請書、臨床調査個人票、医療記録票等を揃え、ウラ面の管轄の健康福祉センター又は下関市立下関保健所に申請します。認定されれば県から参加者証が送付されます。
- ③指定医療機関でこの助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で3月以上の場合、自己負担額が1医療機関当たり月額1万円となります。指定医療機関・調剤薬局で参加者証と医療記録票を提示してください。

(注)通院治療の場合、いったん高額療養費の限度額までお支払いいただき、後日、県に請求することで医療費を助成します(償還払い)。

(注)申請に必要な書類や指定医療機関の一覧については、山口県ホームページをご覧ください。

山口県 肝がん 重度
肝硬変



ご不明なことは 山口県 健康福祉部 健康増進課 までどうぞ
電話:083-933-2950、FAX:083-933-2969

◆申請書・償還払い請求書の提出先窓口

名称	住所	電話番号	管轄市町
下関市立下関保健所 健康推進課	〒750-8521 下関市南部町1-1 (下関市役所本庁舎西棟3階)	083-231-1935	下関市
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 (山口県岩国総合庁舎2階)	0827-29-1523	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	〒742-0031 柳井市南町3-9-3 (山口県柳井総合庁舎1階)	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38 (山口県周南総合庁舎3階)	0834-33-6425	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 (山口県総合保健会館1階)	083-934-2531	山口市
山口健康福祉センター 防府支所	〒747-0801 防府市駅前町13-40 (山口県防府総合庁舎1階)	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 (山口県宇部総合庁舎2階)	0836-31-3202	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川11344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 (山口県萩総合庁舎と同一敷地)	0838-25-2669	萩市、阿武町

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため 郵送による書類提出をご利用ください

この助成制度に関係する全ての手続きについては、郵送による書類提出も可能です。なお、以下の点にご留意願います。

- ・書類に不備があった場合は、手続きに時間を要する場合がありますので、早めの提出をお願いします。
- ・書類の記載内容の確認等のため、提出先窓口の担当者から電話をすることがあります。つながりやすい電話番号(携帯電話等)を申請書等に記載されるよう、願います。